

別添 1 社会福祉士国家試験制度の見直しに係る意見について（詳細版）

1. 社会福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの社会福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。

- 今日における福祉ニーズの多様化・複雑化・複合化への適切な対応にあたっては、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士への社会的期待が高まっている。しかしながら、人口減少社会に入っている日本においては今後の人材確保について困難が生じることが懸念される状況にある。厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて」によれば、医療福祉職は平成30年で823万人であり、総人口の12.5%を占めているが、今後の推計では令和22年には1,060万人程度が必要とされ、それは総人口の18.9%程度に相当する。一方、労働力人口は平成30年に6,580万人であったが、令和22年には5,650万人程度となり930万人の減少が予測されている。
- さらに、18歳以下人口が減少期に入る「2018年問題」はすでに現実のものとなっており、文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」によれば、18歳以下人口は平成30年の118万人から令和14年には98万人にまで減少すると見込まれている。このような状況において、今後も安定した福祉サービスを提供する体制を確保するためには、あらゆる政策資源を動員して福祉人材の確保を図る必要がある。福祉人材が全国各地で十分に確保されなければ、多様化・複雑化・複合化を伴って増加する福祉ニーズに応えられないという極めて深刻な状況が生じることになる。
- 本連盟が実施した令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」の自治体調査の結果（報告書・247-248頁）によれば、福祉関連部局において社会福祉士を配属する必要性について、社会福祉士を必要とする自治体が75.7%（「大いにある」と「少しはある」を合わせた数値）と、4分の3の自治体で社会福祉士の配属の必要性を示している。また、福祉関連部局以外の部局における配属の必要性をみると、「大いにある」と「少しはある」を合わせると約3割の自治体で配属の必要性を認めている。必要と思われる部局については、「教育（教育委員会含）」が22.0%で最も多く、次いで「防災」が8.0%、「企画・政策」が5.7%、「まちづくり」が5.3%となっている。
- また本連盟が実施した令和2年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉養成

カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」において、全自治体を対象に「『まち・ひと・しごと創生（地方創生）』に関する意向等及び社会福祉士・精神保健福祉士への期待に関する調査」（報告書・330頁）を実施した。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方創生）を推進する上において、市区町村が社会福祉士・精神保健福祉士に期待する項目のうち、「かなり期待する」割合が上位（約30%以上）の項目は、「安心して暮らすことができるまちづくり」が41.6%、「誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現」が39.1%、「地域コミュニティの維持・強化」が27.8%の順であった。

- このような状況へ対応することを念頭に、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の配置の必要性が各方面で指摘されている。日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会が平成30年に公表した「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について－社会福祉学の視点から－」では、短期的課題の一つである「包括的な相談支援体制の構築」のために、全国の自治体にコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置すること（中期的には日常生活圏域に1人、全国で1万人を目標とする）を提言している。
- 今日、福祉ニーズの複合化・複雑化を踏まえ、「地域共生社会」の実現にあたっては、社会保障審議会福祉人材専門委員会報告書（平成30年3月）でも指摘されているように、市町村において①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制、②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築を進めていくことが求められており、それらの体制の構築にあたっては、伴走型支援を含め社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている。そのような取り組みを進めていく上では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」に対する参議院厚生労働委員会の付帯決議（令和2年6月4日）にある内容を着実に実施することが重要である。また、社会福祉士には、個別の相談援助のほか、自殺防止対策、成年後見制度の利用支援、虐待防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援、多文化共生など、幅広いニーズに対応するとともに、教育分野におけるスクールソーシャルワークなど、様々な分野においてソーシャルワークの機能を発揮していく役割を果たすことが求められる。このように、社会福祉士には今日の幅広い福祉ニーズに対応する必要があることを鑑みると、ソーシャルワークの実践力を備えた社会福祉士が量的にもますます求められており、その点からも国家試験合格率を現状から必要な割合に引き上げることによって社会的要請にも応えることが可能となる。

- さらに、令和2年6月12日に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）の審議過程において、参議院厚生労働委員会（令和2年6月4日）で「1、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が附帯決議された。地域共生社会の実現に向けて全国の各市町村において重層的支援体制整備事業を適切に実施していくためには、それを可能とするソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士が無理なく確保できるだけの人材供給が不可欠である。
- なお、社会福祉士が唯一必置となっている地域包括支援センターについて、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会の調査では、4～5割の地域包括支援センターで社会福祉士の採用が難しいことが明らかになり、今後さらに社会福祉士の採用の困難さが予想されることから、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会会長から本連盟に対して、学生の社会福祉士国家資格取得と地域包括支援センターでの就労意向の促進を要望されている。

2. 合格基準は、「問題の総得点の60%程度」として、社会福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。

- 新カリキュラムに基づく国家試験は、厚生労働省通知を踏まえ、社会福祉士として習得しておくべき基本的な知識・判断力を問うものとすべきである。これは2008年の「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会報告書」（以下、「在り方検討会報告書」）でも指摘されており強く要望する。
- 現行の社会福祉士国家試験では、年度による合格基準（最低点）の乱高下がみられ、国家試験（問題）の水準の不安定さが指摘できる。例えば、合格基準である60%程度（＝90点）を合格最低点とした場合、合格率が現行水準（30%程度）を超えたと見込まれる年度は、過去5年で2回あった（第30回は99点、第33回は93点）。その一方、合格率が常に30%程度で安定している現状は、受験生からの国家試験に対する信頼性が揺らぎかねない（合格率を30%

程度未滿に抑えるよう意図的に調整しているのではないかという質問は受験生から実際にある)。新カリキュラムに基づく国家試験の施行にあたっては、合格基準 60%程度で合格率がまずは最低でも 60%以上の水準で安定するよう試験問題の水準の適切さを確保すべきである。

- また、外形的な点について、仮に合格基準点と合格率に最も大きな差がある第 25 回国家試験（合格基準点：72 点、合格率：18.8%）と、第 30 回国家試験（合格基準点：99 点、合格率：30.2%）を比較すると、科目数・問題数・試験時間は同じである。しかし、問題の問題冊子のページ数については、第 25 回は 108 ページ（共通科目 59 ページ、専門科目 49 ページ）、第 30 回は 79 ページ（共通科目 44 ページ、専門科目 35 ページ）であり、その差は 29 ページである。内容との直接の関連は明らかではないが、回答のために読むべき文字の量は、合格基準点の低い第 25 回は明らかに多く、負担が大きい。受験生にとっては試験問題に回答する大きな差となるため、留意すべきである。

3. 新カリキュラムの国家試験では、まず精神保健福祉士と同水準以上の合格率を実現し、その後速やかに他の医療系国家資格と同水準の合格率とすべきである。

- 社会福祉士・精神保健福祉士はともにソーシャルワーク専門職の国家資格という点で共通している。それは養成課程における教育内容をみれば明らかである。例えば、令和 2 年度以前入学者では 11 科目、令和 3 年度以降入学者では 13 科目が「共通科目」と位置づけられている。同様のことは国家試験制度にもいえる。現行の社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験においては 83 点分（11 科目）が「共通問題」である。この配点は二つの国家試験における総配点の 50%以上を占めている（社会福祉士 55.3%、150 点満点／精神保健福祉士 50.9%、163 点満点）。それにもかかわらず、同じソーシャルワーク専門職として求められる基本的知識・判断能力を担保する仕組みである国家試験において、二つの資格の合格率に約 2 倍の差がある状況は是正すべきである。また、このような状況は受験生からみた場合、二つの国家資格の関係を誤解する（合格率から資格の価値や優劣を判断する）可能性も懸念され、この点からも令和 6 年度の国家試験から社会福祉士の合格率を精神保健福祉士と同水準（60%程度）以上とすべきである。この水準は、医療系国家資格の合格率がおおよそ 70~90%程度であることを考えれば決して高すぎるものではない。なお、合格率が段階的に上昇してきた介護福祉士国家試験の例もあることから、社会福祉士についても新カリキュラムに基づく国家試験の施行後 2~3 年

以内に、医療系国家資格と同水準の合格率となることが望ましい。

資格	合格基準	直近試験の 受験者数・合格者数・ 合格率
社会福祉士 (第 33 回)	1 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。 2 1 を満たした者のうち、以下の 18 科目群すべてにおいて得点があった者。	受験者数 35,287 人 合格者数 10,333 人 合格率 29.3%
精神保健福祉士 (第 23 回)	1 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。 2 1 を満たした者のうち、試験科目 16 科目群（ただし、（精神保健福祉士法施行規則第 6 条の規定による試験科目の一部免除を受けた受験者）に該当する者にあつては、5 科目群。）の各科目群すべてにおいて得点があった者。	受験者数 6,165 人 合格者数 3,955 人 合格率 64.2%
介護福祉士 (第 33 回)	(1) 筆記試験の合格基準 次の 2 つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。 ア 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。 イ ア を満たした者のうち、以下の試験科目 11 科目群すべてにおいて得点があった者。 (2) 実技試験の合格基準 課題の総得点の 60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。	受験者数 84,483 人 合格者数 59,975 人 合格率 71.0%
看護師 (第 110 回)	必修問題及び一般問題を 1 問 1 点、状況設定問題を 1 問 2 点とし、 次の (1)～(2) の全てを満たす者を合格とする。 (1) 必修問題 40 点以上 / 50 点 (2) 一般問題・状況設定問題 159 点以上/250 点	受験者数 66,124 人 合格者数 59,769 人 合格率 90.4%
保健師 (第 107 回)	一般問題を 1 問 1 点（74 点満点）、状況設定問題を 1 問 2 点（68 点満点）とし、 次の合格基準を満たす者を合格とする。 総得点 86 点以上/142 点	受験者数 7,834 人 合格者数 7,387 人 合格率 94.3%
理学療法士 (第 56 回)	一般問題を 1 問 1 点（158 点満点）、実地問題を 1 問 3 点（117 点満点）とし、次の全てを満たした者を合格とする。 ・総得点 165 点以上 / 275 点 ・実地問題 41 点以上 / 117 点	受験者数 12,503 人 合格者数 11,946 人 合格率 79.0%

4. 社会福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題は、繰り返し出題することを積極的に行うべきである。そのため、基本的な専門的知識・技術を問う出題に関する分析と検討を行い、試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用を行うべきである。

○ 出題にあたっては、厚生労働省通知に基づく出題基準を踏まえて作成された各出版社のテキストを出典とすることを原則とすべきである。ただし、試験科目の性質等により、直近の政策動向や法制度の改正など時事的内容に関する出題を排除するものではないが、その場合は受験生が入手・閲覧可能な媒体を出典とすべきである。

○ 社会福祉士として習得しておくべき基本的な知識・判断力を問うにあたり、適切と考えられる問題は繰り返し出題することを積極的に行うべきである。その場合、良問（＝テキストに基づく内容について十分に受験勉強をした受験生の70～80%が正答を導き出すことが可能な問題）を蓄積することにより、「在り方検討会報告書」で指摘されている試験問題の「プール制」を効果的に運用することが可能と考える。その前提条件として、社会福祉振興・試験センターにおいて過去の試験問題の適切さ（弁別率等）について詳細な分析を行い、その結果を踏まえ試験問題の「プール制」を導入すべきである。

○ 事例問題については、まず「事例を読んで事例の状況を理解しなければ、選択肢の正誤を判断できない問題」であることが大前提である。事例問題の「良問」の詳細については、別紙3の「社会福祉士国家試験問題の事例問題のうち、「良問」と考えられる問題等について」で述べる。

5. 社会福祉士と精神保健福祉士の養成カリキュラムで示されている「教育に含むべき事項」が重複している部分及び精査すべき部分があることから、当該部分の出題については、十分な調整を行い、整合を取るべきである。

○ 厚生労働省が示す新たなカリキュラムにおいて、社会福祉士及び精神保健福祉士の「教育に含むべき事項」の内容に同一の部分が存在する。（例：それぞれの専門科目「ソーシャルワークの理論と方法」など）

○ 両国家試験を同時受験する学生も少なくないことから、重複する内容や精査すべき部分については、十分な検討を行い、適切な出題基準の作成及び問題作成を行う必要がある。

- また「教育に含むべき事項」のソーシャルワークの過程については、「インテーク」という用語が使われているが、今日的には通常「エンゲージメント」という用語が使われるようになっている。

**6. 過去2回の養成カリキュラムの見直しによって、教育の質は向上している。
新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、
合格者の質が低下する恐れはないものと考えられる。**

- 社会福祉士養成課程はこれまで二回の見直しが行われた。平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う教育内容等の見直しでは、社会福祉士制度の創設以降、措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化したことをうけ、実践力のある社会福祉士の養成が志向された。そのため、新たな福祉課題や社会福祉士に求められる役割を果たすために必要な科目が新設されるとともに、演習科目の時間延長、演習・実習科目の教員一名当たりの学生数や教員要件の厳格化、実習指導者要件の明確化などが行われた。令和元年の教育内容等の見直しでは、地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーク機能を発揮できる実践力を備えた社会福祉士を養成する観点から、地域共生に関する科目の創設や実習の時間を180時間から240時間へ延長し機能の異なる2ヶ所以上で行うこと、そして社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目を11科目から13科目へ増加させることなどが行われた。このような教育内容等の見直しの結果、ソーシャルワーク専門職としての実践力が涵養される教育が以前にも増して展開されてきており、学生の力量も高まってきている。さらに、令和3年度に施行された新カリキュラムにおいてはさらに充実した教育が行われることから、今まで以上に高い実践力を身につけた学生が養成されることが見込まれる。したがって、新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高い水準となることにより、合格者の質が低下する恐れはないものと認識している。
- 既卒受験者に対しては、既存の模擬試験や受験対策講座、受験対策書籍などで支援を行っている。その一方、既卒受験者には、卒業した養成校の支援や本連盟の提供する支援の情報も届きにくい現状にある。養成校に所属する現役生は、所属校から国試対策講座の実施・情報提供や教材の配布、教員等の国家試験合格の伴走的支援、学生同士のピアサポート（各種勉強会等）が行われているが、既卒者はそれらにアクセスしにくい現実がある。このようななか、本連盟では、種々の国家試験サポート関係事業の利便性を高めることで、既卒受験者の支援や知識の更新に活用されるよう努めている。例えば、

本連盟の行う模擬試験では、既卒者も受け入れるように会員校に協力を要請し、今年度実施している試験問題の個別送付対応（自宅へ問題等を郵送する）は、既卒者の受け入れが広がりやすくなることを想定している。また、国試対策講座の動画を DVD やネット配信等で行う事業も行っており、昨年度の受講者アンケートによれば、既卒生が 57.1%を占めていた。さらに、SNS で継続的に情報発信し、既卒者へのサポートを行っている。既卒者に継続的な支援を行うためには、卒業生を送り出す会員校との連携が欠かせない。会員校との連携を更に強化して、国家試験合格のための必要な情報や支援を既卒者に届けるよう引き続き取り組みを進めていく。

7. その他

- 本意見書の内容は 2008 年の「在り方検討会報告書」にある内容で、今回の国家試験制度の見直しにおいても留意すべきと思われる事項を踏まえたものである。詳細は別紙 2 を参照されたい。

〈参考資料〉

- ・厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて【参考資料】」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000513707.pdf>

- ・文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」

https://www.mext.go.jp/content/20201029-mext-koutou-000010662_03.pdf

- ・日本学術会議「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t268.pdf>

- ・厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(平成30年3月27日)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html>

- ・参議院「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 附帯決議（令和二年六月四日）」

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/pdf/k0802010432010.pdf>

- ・厚生労働省「国家試験の合格発表」

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/goukaku.html

- ・本連盟実施 厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」実施報告書

- ・本連盟実施 厚生労働省 令和2年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」実施報告書

<http://jaswe.jp/research.html>